

<p style="text-align: center;">令和元年度横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会3「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」 第2回</p>	
日 時	令和2年1月23日（木）15時00分～17時02分
開催場所	横浜市青少年育成センター 第1研修室
出席者	西尾委員、赤羽委員、生田委員、坂田委員、松木委員、岩屋口委員、石井委員、大野委員、辻川委員、小林委員、宮川委員、角田委員、中根委員、鈴木委員、小野委員（15名）
欠席者	栗原委員
オブザーバー	金沢区高齢・障害支援課、横浜家庭裁判所
事務局	健康福祉局福祉保健課、健康福祉局高齢健康福祉部、健康福祉局障害福祉部、横浜生活あんしんセンター、横浜市社会福祉協議会地域活動部、横浜市社会福祉協議会企画部
開催形態	公開（傍聴者0名）
議 題	<p>【議事1】横浜市にふさわしい中核機関の機能・役割、地域連携ネットワークについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核機関による相談機関等への支援について ・中核機関による市協議会、区協議会等への支援について <p>【議事2】令和2年度の成年後見制度利用促進に関する取組について</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>（西尾分科会長）令和元年度第2回の分科会3ということで、第1回は9月に開催があった。そのときは中間報告ということでご意見を頂戴して、それを反映して検討委員会で最終報告をまとめていただいた。本日はそれに基づいて、横浜市にふさわしい中核機関のあり方、とりわけ区域のネットワークの進め方について、各方面からより良いご提案やご意見をいただき、良いものにしていきたいと思うので、忌憚のないご意見を頂戴したい。</p> <p>2 令和元年度第1回分科会3の振り返りについて（報告）</p> <p>（事務局）資料1について説明</p> <p>3 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」報告書について（報告）</p> <p>（事務局）資料2及び資料2-2について説明</p> <p>（西尾分科会長）前回の中間報告をもとにご議論いただき頂戴したご意見やご提案を、最終報告の中に盛り込み追記したポイントについてご説明いただいた。とりわけ、区協議会の二部構成について、2階建てイメージの具体的なところや、中核機関の具体的な役割・機能を5つに整理していただき、関係する機関や団体がそれぞれどういう役割を担っていくべきか、また最終的に今後に残された課題についても整理していただいた。</p> <p>（大野委員）資料2の8ページの一番上、区協議会の二部構成の第一部が新規機能ということで、専門職会議という名称が初めて出てきたと思う。検討委員会の中にはそこまで明確にうたっていないが、これは4士業プラス事務局ということでよいか。</p> <p>（事務局）そういうことだ。</p>

(岩屋口委員) 一応報告書という形で上がってきているということは、これは決定ということで、明日以降、リーガルサポートや専門職団体に配っても構わないのか。

(事務局) 報告書としては、検討委員会の議論を踏まえて、これで確定した。これを本日もこちらにご報告した上で、これを踏まえて横浜市としてどういう取組をしていくかについて、これからの議事でご意見を頂戴したいという趣旨だ。

(宮川委員) 組織としてはいろいろ書いてあっていいと思うが、家族の立場として、成年後見業務を頼む場合、市域では横浜生活あんしんセンターがやっているが、区域でもやってくださるのか。その辺がわからない。

それから、市社協以外にいろいろ成年後見を引き受けている団体がある。そういうところの一覧表を出して欲しいとお願いしたのだが、それは作ってあってどこかに置いてあるのか。その2点をお伺いしたい。

(事務局) 1点目は、横浜生活あんしんセンターでは法人として後見を受任して後見人として活動しているが、区のほうで、例えば区社協は後見業務を実施していないので、区レベルでどこかに頼めるということにはなっていない。2点目は、私たちが把握して法人後見連絡会という形で連携をとっている団体は11団体あり、その一覧表はパンフレットと同時にお渡ししているものがある。区社協にも置いてあるし、市社協のホームページでも見ることができる。もし必要であれば資料等お送りすることもできる。

受け皿として、各専門職団体が専門職の方、弁護士や司法書士、社会福祉士、行政書士を推薦してくれる仕組みもあり、どういったところがあるかというパンフレットも中核機関が作成していくことにしている。

(宮川委員) そうすると、区社協は相談だけか。

(事務局) 区社協は相談ともう一つ、権利擁護事業とあって、後見制度の手前の方、判断能力がまだあって、契約を結んで本人のために福祉サービスの利用を支援したり、あるいは日常的に必要な金銭の管理をするという契約に基づいたサービスを行っているので、そのあたりの相談はしていただける。軽度の認知症高齢者の方や知的障害のある方、精神障害のある方が実際に利用していて、実績として市内で1,150件程度の契約件数がある。

(西尾分科会長) この最終報告にまとめていただいた具体的な内容、特に区協議会、中核機関の役割というのが、横浜市にふさわしいというところの打ち出しになるのではないかと思う。それを具体的にどのように動かしていったら良いのかということ、この後の議事の中でご協議いただければと思う。

4 議事

(1) 横浜市にふさわしい中核機関の機能・役割、地域連携ネットワークについて

(事務局) 資料3及び資料4について説明

(西尾分科会長) より具体的に中核機関の役割への期待というところをご説明いただき、また委員の皆さんから、より利用しやすいものにしていくにはどうしたら良いかということについてご意見を頂戴したい。この方向は、区域の協議会というところを新たに拡充するような形で支援チームを支援していくという、相談対応のあり方というこ

とでの提案かと思う。利用者や家族の立場からどうなのか、ご協力いただく専門職の立場からどうなのか、また、地域のネットワーク協議会を支える、特に相談対応の分析のところでは、データを一覧表で上げていただくことも大きな課題になっているかと思う。

(宮川委員) 区協議会だが、新規拡充について、一番下の事務局に「第一部」とか「第二部」で区高齢・障害支援課とあるが、こういう成年後見に関しての専門的な知識があるのか。というよりも、仕事量が増えると思うので、人が増やせるのか心配だ。

(事務局) 前回もこちらの分科会3にお諮りしたときに、今、区役所は業務が手一杯ではないかというようなご意見を頂戴した。私どももそれは重々承知だが、18区に潤沢な人を付けたくてもなかなか難しい現実がある。ただ、区役所の事務量だけが厳しくなるといって負担感ばかり見えてしまうと思うが、区協議会を運営していくに当たって中核機関がサポートできることがある。例えば、相談分析をいきなり区役所でやってくれとなると、区役所のワーカーたちも困ってしまうと思うが、どんな相談が各地域包括支援センターや基幹相談支援センター、区役所に実際上がっているのかを把握するための共通様式、簡単に入力できてそのままグラフになり、集計・分析できるようなものを中核機関で整備して、同じ様式を18区の相談機関に提供するか、分析の仕方について研修で説明していく等を想定している。相談対応についてもマニュアルを作って、新人の職員でも市民の方の相談を受け止めて、相談の中から成年後見のニーズがないか見極められるようにしていくなど、区役所の事務局機能のところだけが大変にならないような仕組みを今一緒に考えているところだ。「第一部」の新規拡充部分についてご心配はあるかと思うが、ここが今までは成年後見人になったこともない区役所の職員が一生懸命やっていたのだが、ここに専門職会議として成年後見人をされている専門職の4士業の皆さんが入ってきてくださることで、大分変わるのではないかと期待している。先生方の十分な経験・知識等をいただきながら、こういうときにはこうしたら良いのではないかという助言をたくさんいただける場として「第一部」を活用していきたいと思う。事務局を務める区役所も、今まで忙しい中で専門職の方々と協議をしていくことはなかなかできなかったと思うが、そういう時間をきちんと確保することが実際の市民の方への相談対応等、底上げしていくことにつながると思うので、区役所の負担というのは中核機関や専門職のお力を借りながら十分やっていけるように思っている。人を付けると言われてしまうとなかなか厳しいが、いろいろな力を借りてサポートしていくということでやっていきたいと思っている。

(西尾分科会長) これをもってすぐに区役所の人員が増えるということではないようだが、専門職のお力をお借りしたり、中核機関がバックアップしていったら、どのように機能を発揮できるかということだろう。

(宮川委員) 区の高齢・障害支援課の精神保健福祉担当ワーカーは3人～4人ですごく忙しいのに、これ以上またこんなことを引き受けると現時点で担当している方に目がますます行かなくなるのではないかという心配を非常に持っている。これが国の方針だとすると、国から予算が出るのか。

(事務局) 国からはもちろん全国の市町村に、令和3年度までにこの成年後見制度の利用が進むように、まず市町村で計画を立てなさいとか、必ず協議会と中核機関を設置し

なさいというかけ声はかかっている。ただ、その裏づけとなる予算は、18区の人件費になるほど降りてこないのではないかとということで、こういう仕組みをつくらせていただいた。このサポートネットは区役所高齢・障害支援課で事務局をやらせていただいているので、精神障害担当のワーカー、知的障害担当のワーカー、高齢担当のワーカーとそれぞれいて、皆で協力しながらやっていく形になると思う。それぞれ区の規模感も違うし、経験者の数も違うと思うが、全部が同じ形でやってみようということで、その動き出し方にそれぞれ温度差はあるかもしれないが、できるだけそれが平準化していくようにということを私たちは目指している。少し長い目で見ていただき、様子をまた報告させていただくので、やらせてみていただきたいと思っている。

(西尾分科会長) 宮川委員の問題提起は、区域や地域で実際に必要としている人がどのように助かるかということを具体的にどうできるかということか。

(宮川委員) そちらより、事務量が多くなって、普通の人の日常の相談がおろそかになるのではないかとということだ。

(西尾分科会長) このことによって他が圧迫されてもという危惧や懸念があるということだ。その点では、相談機関の皆さんや区域に関わっていただくところでの専門職のみなさんのご意見もぜひ頂戴したい。

(岩屋口委員) 検討委員会の報告はとても素晴らしいものができていると思う。今回いろいろ検討されてきて、この利用促進の一番肝になるのは、区協議会だと思う。ここが機能しないと全て機能なくなると私は思っているので、区協議会に参加するメンバーを集めて合同研修会をすとか、私たちが区域の権利擁護、成年後見を担っているんだというぐらい思ってもらえるような意識付けをしていただければと思う。

(小林委員) この中核機関というのは、ある程度の権限をお持ちなのか。というのは、私に相談が来る時があるのだが、我々は一般市民なので、ただ、そうですね、大変ですねと言うだけの話なのだが、例えば被後見人が持っている家があって、その娘がこの家を改築したいと言ったら、改築するよりも売ったらどうかと言う後見人がいると。そういう、いろいろな揉め事なども、この中核機関できちんとやってくれるのか。それとも、ああそうですねと言う話だけなのか。実は私も相談を受けて困っている。本人の後見をしている人に幾らお金を払っているのかわからないので、幾ら払っているのか裁判所に聞いてもそれは教えられないと。後見人に言ってもなしのつぶて、何も返事がない。預金通帳も見せない。こういう困っている人がいて、それがこの中核機関に行って話をしたら解決してくれるのかお聞きしたい。

(事務局) 権限といとなかなか難しいのだが、報告書の18ページで、先ほど新たに書き込んだということで説明があったと思うが、そういう後見人を利用している方の近くにいらっしゃる家族の方等から、後見活動に対する疑問点や不安な点というのは相談機関にも相談が入ったり、もちろん皆様のような団体にも相談が入ったりしているかと思う。そういうことを今まではなかなか受け止めるところがなかったということで、今、小林委員からも、自分のところで聞いてあげるだけなんだというお話があったが、そういう専門職後見人等がついている方に対する疑問や不安も含めて、中核機関が立ち上がったときには苦情等への対応ということで、相談が入ったものを受け止める。ただ、中核機関だけで説明ができるものもあるかもしれないが、やはり受任者

である専門職の方に聞いてみないとわからない内容もたくさんあると思う。そういう場合には、専門職団体にこういう内容の相談が入っているということをお伝えする。専門職団体の皆様とも、そういう電話が入ったときに窓口になる方を決めておいていただいて、間に中核機関が入りながら調整させていただくことまではできると思う。ただ、その方が不適切だからやめてもらわないとという話になってくれば、そこからの権限は家庭裁判所になるかと思うので、内容をお聞きした上で、そういうことであれば家庭裁判所に直接ご相談してみたいかということもあると思うが、専門職団体の皆様とは事前に十分調整しておいた上で、苦情等の窓口も担っていくことになるかと思う。

(小林委員) 早くこの中核機関を立ち上げてほしい。本当に自分のところにいろいろな相談が来る。私は何もできないので、ああそうですね、大変ですねぐらいしか答えようがないので、早く進めていただければ助かる。

(西尾分科会長) そういう期待と要望があるということだ。新たに中核機関は、後見業務に対する疑問や不満について、専門職団体とも連携して進めていくことが含まれているということでご理解いただければと思う。

(生田委員) 非常に素晴らしいまとめになっていて、これができたらすごく有難いと思うことがたくさん書いてある。ただ、イメージが湧かない。中核機関のスタッフ像のイメージが多分できないのだと思う。まとめの中でも、例えば市協議会とか区協議会は構成員にこういう方が入っているというのがあって、うちの区はあの辺の顔ぶれだというのが出てくるのだが、中核機関はこれからなのだろうがまだ設置時期しかなくて、正直、これだけの仕事をやるには相当なスキルを持った人がある程度の人数がそろわないとできないのではないかというのが非常に思うところだ。今のところは横浜市に1つということだとマンパワー的なことで、地域包括支援センターだったら3職種、主任ケアマネージャーと保健師と社会福祉士という、それが良いか悪いかは別としてそういう資格の人がいることが見えているから何となくでもイメージできるのだが、専門職の方とつながりを持って、専門職の方がいらしてくださることはわかるけれども、中核機関のスタッフがどうなのかというのが、この中にちゃんと出て来ないような気がする。書いてあることはもっともなのだが、これをどんなすごい人がやってくれるのだろうとしか思えない。別に非難しているわけでも何でもないが、これから中核機関を決めて構成していく中で、これができるスタッフのスキルと人数が必要で、それに見合う配置をしていただけると、地域包括支援センターとしては非常に助かる。

(辻川委員) 報告書の18ページで5番目の不正防止効果というのを新たに加えていただいて、内容も充実してきたと思う。小林委員のご意見と重なるが、苦情への対応、苦情解決の窓口を設置するというので、苦情の方はエネルギー量も多いし、対応に不備があるともものすごく時間と労力を使うことになる。かつ、今の生田委員のお話とも重なるが、中核機関でそこまでやり切れるのかということ懸念している。中核機関にどの程度の人が配置されて対応に当たられるのか、もし想定されているのであれば伺いたい。小林委員のお話でも、各機関の皆様は苦情が来るとすごく大変で困られているということで、中核機関が苦情受付をやるという話になればそちらに集中していく

ことも考えられる。一方、実際に解決するための権限は全くない中で対応するという
ことで、大変なことになると思うので、クレームにはマニュアルというかプロセスを
しっかり作ってやっていただくしかないと思うが、どの程度の規模感を考えられてい
るか。

(事務局) この成年後見の利用を進めていくには、やはり関係する皆様のご協力なくして
は成り立たないと思っている。つまり、行政と中核機関だけで課題解決できるのでは
なく、皆様の専門的な分野のお力をネットワーク化することが非常に肝になるという
ことで、国も地域連携ネットワークを打ち出していると思っている。どこかが全部引
き受けてやるということではなくて、ネットワークの中でいろいろな課題をどう解決
していくかということが求められる。ただ、これを全てやるということになると、中
核機関はどんな規模のものかということが当然出てくると思う。先行の他都市を見て
も全てを一遍にやるのは難しいところがあり、人やお金といったところについても、
横浜市だけで財源を賄い切れるかというとなかなか難しい面もあるので、国のほうに
も要望していきたい。

今、いろいろなところで動かなくなってしまうものを動かしていくために、
いかにネットワーク化していくかということと、広報で皆さんにまだ知られていない
部分を広げていくところから手をつけながら、徐々に連携ができてくればさらに課題
も見えてくると思う。まずはこの形で来年度から始めさせていただき、第一歩と思っ
て長い目で見ていただきたい。こういう形で始めさせていただきながら、個別の支援
から見えてくる課題を地域課題へとつなげていくところを、いかにみんなで協力しな
がら進めていくか、それを利用促進につなげていくかということを整理していくの
が中核機関だと思っている。いきなり全部を中核機関が担うというのもなかなか難し
いので、少し長い目で5年とか10年、多分そのぐらひはかけないと、これが今、書か
れている最終の形になっていかないのか、どういった課題があるかを協議しながら、
より高めていくという形でやらせていただければと思っている。

(宮川委員) 区協議会の構成メンバーに、助言者として弁護士、司法書士、社会福祉士、
行政書士と書いてあるが、この専門職の方は現在、区のほうに構成メンバーとして入
っているのか。それともこれからか。

(事務局) 今までもこの4士業の皆様には10年来お世話になっていて、区の成年後見サポ
ートネットのときに18区ともご参加いただいている。

(宮川委員) では、そこに行けば苦情もある程度解決してくれるのか。

(事務局) 直接的、個別的なご相談や苦情を今その成年後見サポートネットで承っている
わけではないが、区の中で難しい案件をみんなで事例検討したりするときの助言者と
してご参加いただいていたたり、相談機関である地域包括支援センターや基幹相談支援
センター、区役所がこのサポートネットに参加しているので、その職員向けに成年後
見にかかわるいろいろな研修をしていただいたりということで、さまざまな形でご参
画いただいている。来年度からサポートネットに「第一部」を乗せて区協議会に位置
付けるといったときには、さらにその「第一部」の部分で4士業の皆様には積極的に
ご参画いただくことで今、調整させていただいているので、そこは、誰々の苦情を受
け取るということではなくて、区域の課題やみんなが困っていることは何か、そこを

片付けていくにはどうしたらいいかということ相談していくような場にしていくつもりだ。

(宮川委員) 結局、先ほどの小林さんが抱えているような問題は、直接市でも中核機関でもなくて、まずは区のほうに相談すればよろしいのか。

(事務局) 中核機関で、先ほど18ページにあった専門職後見人に関する苦情等への対応を始めていくつもりではあるので、中核機関にご相談いただいて、そこから専門職団体につなげていただくという道筋になると思う。

(宮川委員) では、市のほうではなくて、直接、中核機関にまずは相談するということか。

(事務局) 専門職後見人がついている方から、その後見活動に対する不安や疑問というのがあった場合に、受け取る先としては中核機関を今イメージしている。

(宮川委員) 既に後見人がついている人に関してということか。

(事務局) そのとおりだ。こういう人がついていて、こういう後見活動をしてもらっているが、それがちょっと心配だとか、後見活動をしてもらっている中で出てくる不安や苦情があると思うので、そういう相談は18ページに書いてあるように中核機関が話を聞くということにしたいと思う。それぞれ弁護士や司法書士などの専門職団体の皆さんは、団体として苦情を受け取るチャンネルはもともと持っていて、団体に連絡すると苦情担当の方がいてお話を受け止めてくださることは今も既にしてるので、そこと中核機関がうまく連携していくという関係だ。

(宮川委員) そういう苦情はここに相談すれば良いとか、これに関してはことか、中核機関と区役所があるとどちらに相談して良いかわからない。だから、こういう相談はこちらに、こういう相談はこちらにと、パンフレットできちんと示して欲しい。今は相談窓口が何でもたくさんできているが、どこに相談して良いかわからないという苦情を我々も聞くので、たくさんできるのは良いがはっきりさせてほしい。

(事務局) 確かにそのとおりだと思う。相談窓口が充実すればするほど、この案件は一体どこに言ったらいいのかと迷うことがたくさんあると思うので、中核機関が立ち上がる時には、中核機関はこういうことができるとお示しするもの、簡単なリーフレットみたいなものを作って、いろいろな関係団体などにまずはお配りしながらということになるかと思うので、その点は注意していきたいと思う。

(西尾分科会長) 当然、連携して進められるわけだから、中核機関に行ってくださいということではなくて、区役所でも受け止めてつなぐことはしていただけるのではないかと考えるので、よろしく願います。

(角田委員) 資料2-2の最終報告書に追記した主な項目の3番のところ、地域で見守る民生委員やケアマネジャー、相談支援専門員への広報・啓発が有効であると。それで、資料2の15ページ、中核機関の具体的な取組の③地域の支援者等への啓発活動で、ここにケアマネジャー及び相談支援専門員等への研修の企画というのが書いてあって、良かったと思っていたところだ。数年前の話なので数字が正確かどうかかわからないが、今、横浜市内には2,000人を超えるケアマネジャーがいる。ケアマネジャーというのは1人大体30件ぐらいケースを担当して、個別に各ご自宅を必ず訪問する。そうすると、市内のケアマネジャー掛ける担当の人数だと相当な件数を回っているいろいろな人と関わるので、利用者だけでなく、家族や親戚の話も付き合いをしていく上でだ

んだん出てくる。横浜市介護支援専門員連絡協議会というのは、各区の連絡会があって、その各区の代表が集まって構成しているが、せっかく良い研修があってもタイミングによって、いろいろな団体の研修があってもなかなか参加できなかったりする。せっかくこういう中核機関がスタートして、自分たちもケアマネジャーとして末端の現場で動いていて、効果的にこういうことが推進していかれるように少しでも力になればと思うので、研修の企画等の際には団体にもお声がけいただきたい。

(鈴木委員) 特に認知症の方だと、遺産相続のことなどで親族の方から相談があったりして、早く対応しなければいけない場合がある。その中でこういう新しい仕組みがどう使えるのかすごく関心はあるのだが、先ほどのご質問の中にもあったように、まだ実態がはっきりよくわからない状況なので、それでもスタートさせるということであれば、どこかで使い勝手を検証するような時間が欲しい。それがないと、これを完成させるのに5年も10年もかけられたら困ってしまう。市民にしてみたら早くこういうものがきちんと動くようになってほしいという思いはあると思うので、何かそういう動き出してからの検証をするような機会の設定についてお考えはあるか。

(事務局) 資料4の左側に市協議会の役割を書かせていただいているが、その中に市内の権利擁護の取組状況を検証して評価していくという役割を載せている。横浜市の成年後見利用促進基本計画に基付いてこの中核機関や市や区の協議会を設置していくので、計画そのものも取組が進んでいるかというのは評価されるが、特にこの成年後見の区域や市域の課題がうまく解決できているのか、中核機関が立ち上がって協議会が動き出して何が進んで、実はまだここは全然手がつけられていないとか、そういうことをこの協議会の中できちんと議題にしていくことになるかと思うので、評価をしながら足りないところを前に進めていく形になろうかと思う。立ち上がったらすぐ解散してしまうことはないので、引き続き市協議会の場で関係者の方にも集まっていたいただきながら、必ず進捗を確認しながら進めていくことになると思う。

(西尾分科会長) それは市協議会の役割として考えているということだ。

(小野委員) 資料3の中に中核機関の役割が幾つか書いてあって、その中で専門職の派遣という表記もあってとても有難いと思うが、助言を行うとか、その下には調整すると書いてあるが、時としてジャッジを求めたいような時も多くあるので、そういったことの支援をしていただければ良いと思う。

質問は、ここの中に専門職の派遣とあるが、これは中核機関から専門職の方を派遣していただけるのか、もしくは区協議会となる区域の成年後見サポートネットで日頃から関係のある先生方に来ていただく仕組みをつくるのか、どちらになるか。

(事務局) 中核機関からの派遣になる。

(石井委員) 私は去年から分科会3に参加させていただいて、正直報告書を見たときに、よくできているなと感心した。実際にこれが運用されて浸透していったらいろいろなことが結構良い方向に行くのではないかと思った。先ほど小林委員や宮川委員から苦情の話が出たが、今回、受任して1か月以内ぐらいにカンファレンスを開くというのがあったと思う。そこに必要に応じて専門職の方に来ていただいたり、その後も必要に応じてカンファレンスは開いていけると思うが、一番苦情につながるのは、本人のためにどうするかという方針のところだと思う。カンファレンスを開くことで結構良

い方向に行くのではないかと、楽観的かもしれないが苦情は減るのではないかと考えている。社会福祉士会にも苦情の窓口があり、電話をいただいたときに、区役所に連絡してカンファレンスを開いてもらったらどうかと言うと結構上手くいく。後見人は本人のために一生懸命考えているが、意見の違いというのがやはり大きくて、そこにもし必要なら親族も入っていただいて、本人のために何が必要で、どうしたらいいかを一緒に考えると、お互いに理解もできるし、より本人のためになっていくと思うので、私は早くこれを実践していただいて、早く浸透したら良いと思っている。中核機関は当面大変だと思うが、お仕事に期待したいと思う。

(坂田委員) 私どもは年に3回ぐらい弁護士を呼んで勉強会をしているが、なかなか後見人まで辿り着かない人が多い。後見人になってくださる方をお願いするところは区協議会なのか。区協議会は区社協なのか区役所なのか、窓口がわからない。

(事務局) 相談を受けたところ、例えば区役所や地域包括支援センター、基幹相談支援センターが成年後見をそろそろ申し立てしようかと思うが誰に頼んだら良いかかわからないというご相談を受ける現場だと考えている。その現場の中で、お宅の場合はこういうことに困って後見人を立てようとしているから、こういう専門職の方たちが良いのではないかという助言はパンフレット等でできるようになると考えている。そこから先、家族の方が直接団体に連絡をとって候補者を調整できる方であればそこで終わると思うし、なかなか自分では専門職に依頼して進めていくことが難しければ、そこを支援していくことになると思う。相談機関である区役所や地域包括支援センターや基幹相談支援センターが、どなたを候補者にしたら良いか、受けている相談者側も迷うような難しい場合には中核機関に相談する。すぐにこの仕組みが動き出すかという少し準備のお時間をいただくとと思うが、そういう受任を調整するような会議を持っていきたい。この制度にメリットを感じてもらうためには、先ほどからお話に出ているように、十分にコミュニケーションがとれて、その方に一番マッチしている、合っている方を後見人として選ぶことが、結果的には後見人を付けてよかった、この制度を使ってよかったとメリットを感じていただけることになる。どういう方を候補者にして受任してもらうかというところが一番大事で、その受任を調整する場が必要だと国も説明しているので、その会議の場を中核機関で設置していきたい。そこにはもちろん専門職の方々のお力添えもいただきながらということになると思うが、できるだけその方の状況に合わせて、どういう課題を抱えているかによって法律家が良いのか、福祉の方が良いのかなど、整理しながらマッチングしていけたら良いと思っている。

(西尾分科会長) 今、受任調整会議という話があった。そういう機能があるということと、また、カンファレンスということが調整の働きとしてスムーズに開かれていくような支援が必要ということだと思う。

(松木委員) ここまで整理されてきて私含め弁護士、専門職に対する期待といったものをひしひしと本日の会議でも感じている。出来るだけお力になれるように考えていきたいと思っている。

もう一点は、実務的な観点からの意見だ。資料4で、中核機関をつくっていただいて市協議会が年2回という想定だが、本日のお話の中でも、中核機関の役割の中では

いろいろと実務的に対応しなければいけない場面があるのだと思う。専門職とつながっているものが市のレベルでは年2回の市協議会というのしか資料に入っていない。書かれていないだけで事実上行われると理解しているが、やはり密な連携を我々と取っていただかないと、中核機関がパンクするのではないかとということが懸念されるので、実務レベルでの協議はもう少し必要ではないかと感じた。

(事務局) そのとおりだと思う。市協議会では、全体で進捗を確認していく場は年2回程度になろうかと思うが、個別の課題はまだまだ積み残しているものがあるというのも報告書で書いてあるので、検討していかなければいけないものがたくさんあると思っている。それについては、資料4の下の方にも書かせていただいているが、検討テーマごとに部会を設置し、専門職の皆様とは全体会以外でもいろいろな課題を共有させていただいて、詳細なご意見をいただきながら一緒に進めていけたらと思っている。引き続きご協力をよろしく願います。

(赤羽委員) 資料3の中央の「区域における様々な「支援チーム」の例」の下の輪の中に「関係機関」という言葉があるのだが、ここだけ漠然としている。ほかは具体化しているのに、この関係機関という言葉だけ何だろうと。資料をいろいろ読んでいくと、関係機関のところ金融機関とか医療機関とか書いてあるから、医療機関はここに入るということなので、ここはもう少し具体化していただいたほうが誤解が少ない。多分、広い意味で書かれたと思うのだが、逆に言うと見る側がよくわからないことになってしまうので、ここをお願いしたいというのが一つだ。

それから、報告書の22ページ、⑩の医療機関は2つやることがあって、診断書の作成と必要な方の発見ということで、診断書の作成については診断書が書ける医師のリストをつくるというのが課題だったと思うが、これを医師会がやると横浜市医師会員の中からのリストアップということになる。医師会に入っていない医師はどう扱うかというところで、もし医師会員でないところまで含めるとなると我々の手に負えなくなってしまうので、そのあたりをどうしたらいいか教えていただきたい。

(事務局) 資料3の関係機関については、なかなか絞り込むのが難しく、関係機関と一括りに書かせていただいているが、区役所に上がってくる相談は本当に様々なものがあると思っている。その支援が必要な方を真ん中にしている色々な方がいろいろな形でチームを組まれているので、障害者の後見の支援室も、高齢者の医療機関も、代表的な例として書かせていただいている。本人を囲んだ4つしか関係者がいないというわけではもちろんなく、関係機関というのは、日頃から様々な支援をしていただいている関係者の皆様という意味で、ここにももちろん医療機関が入る場合もあるだろうし、それ以外の関係機関が入ることもあるということで書かせていただいている。

診断書が書ける医師のリストをつくるということについて、まずは医師会員から対象にすることでよいと考えている。

(赤羽委員) 医師会員に報告するとき、成年後見に係る支援が必要な人を見つけたらどこに相談するのかを明確に伝えないと、漠然としてしまっただけで進まないのでもっと明確に、見つけたらここに相談しようと言ってあげたい。

(事務局) この資料は本日の会議用の資料としてご用意しているもののため、ご協力いただける医療機関のリスト化をお願いするときには、医師会の皆さんに説明しやすい、

わかりやすい資料の作成に努めたい。基本的に対応している窓口としては、高齢者であれば地域包括支援センター、精神障害や知的障害の方であれば基幹相談支援センターという相談機関がある。区役所は、高齢者と障害者とどちらも受け止められる場所である。診断書を書いていただく医療機関のところに来た患者さんが高齢者の方であれば、まずは近くの地域包括支援センターにご相談いただいて、連携していただくというイメージを持っていただいて大丈夫だ。資料には障害者の周りに医療機関が入っていないが、どの分野にも医療機関の方は関わっていただいていると思うので、そこを示したほうが説明しやすいということだと受け止めた。

(中根委員) 検討委員会にも出て、非常に勉強させていただいた。良いものができたと思うので、これをこの後は周知していただきたい。先ほども意見としてあったが、市民の方々に対してわかりやすく、何ができて何ができないのか、できないことなどなような勢いだ、こういうことに関してはここに相談してくださいとか、そういうできるだけ具体的でわかりやすい説明が必要だ。それと、先ほどもあったが、本当に区協議会が機能するかしらないかということだと思う。相談支援専門員たちに対して、このように使える仕組みができたということをお各々の相談支援専門員がきちんと自分の中に吸収しないといけないと思うので、周知のための研修をじっくり考えて、5年も10年もかかるレベルなのかもしれないが、できるだけ早くできるところは早く行っていただけたらと思う。

(宮川委員) 結局この中核機関というのは、どこにできて何人ぐらい職員がいるのか。

(事務局) 議会にはこのぐらいの規模でこういう形でやりたいという話はさせていただいており、その審議が2月に行われていく。これが適正なのかどうかという議会の審議を経ないと、確定事項としてお話できないが、ある程度の規模と予算ということで、人の話も含めて上程させていただいているところだ。

(西尾分科会長) いただいたご意見やご提案を受け止め、計画の中にぜひ反映していただくようお願いしたい。ご意見を伺っていると、やはり横浜にふさわしいというところで、何とんでも当事者や家族の方の力が非常に大きいということ、また、専門職の方の専門性も横浜では高いものがあると思う。それに加えて、福祉やソーシャルワークの力というか実績というのも、当然、市や区にワーカーの方がいらっしやって、あると思う。この中核機関がすぐにフル稼働することは難しいとしても、それを皆さんの連携の力で作り上げていく力を横浜は持っているのではないかと感じる。とりわけ相談分析を全数で着手していく中で、この成年後見制度が利用者に即して利用されていくような鍵となる、あるいは目詰まりを起こしているところが見えてきて、皆さんで問題解決に向かっていくという計画になっていると思うので、今後ともぜひご協力をお願いできたらと思う。

(2) 令和2年度の成年後見制度利用促進に関する取組について

(事務局) 資料2、23ページについて説明

5 その他

(西尾分科会長) 家庭裁判所から一言コメントを頂戴したい。

	<p>(水口書記官) 各市町村で今、中核機関の立ち上げをやっておられるが、中核機関の設置というのは非常に労力があることだと聞いている。皆様にはご尽力、ご議論をいただいております本当にありがたい。特に先行している中核機関設置の市町村においては、広報と相談のみから動かしているところが多いが、横浜市では4つの機能について全体像を詳細に検討していただいていることもあり、今後それをどのように動かしていくかということだと思う。それが利用者にとって利用しやすい制度につながっていくと、裁判所のほうでも思っている。来年度からの運用の中で、当然新しいことなのでいろいろな課題が出てくると思うが、家庭裁判所でも今まで以上に横浜市、市社協、その他の方々に協力させていただけるところはさせていただきたいと思っているので、今後ともよろしく願います。</p> <p>(西尾分科会長) 引き続き、家庭裁判所とも連携をぜひよろしく願いたいと思う。</p> <p>6 閉会</p> <p>(事務局) 分科会3はこの回をもって終了とさせていただきます。3年間、熱心なご議論をいただきありがとうございました。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料1 令和元年度第1回分科会3の振り返りについて</p> <p>資料2 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」報告書</p> <p>資料2-2 中間報告書から最終報告書に追記した主な項目</p> <p>資料3 中核機関による相談機関等への日常的な支援</p> <p>資料4 中核機関による市協議会・区協議会等への支援</p>